愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成25年3月26日提出

教育長 野 村 道 朗

説明

この案を提出するのは、管理部総務課及び同部総務課教育企画室の分掌事務の見直しのため必要があるからである。

### 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第九号)の一部 を次のように改正する。

第五条第二項中第十九号及び第二十号を削り、第十八号を第二十号とし、第十三号から 第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 教育委員会規則その他の規程及び重要文書の審査に関すること。

十四 文書の管理及び文書事務の指導に関すること。

第五条第四項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

# 1 改正の内容

管理部総務課教育企画室の分掌事務である「教育委員会規則その他の規程及び重要文書の審査に関すること。」及び「文書の管理及び文書事務の指導に関すること。」を、同部総務課(本室)の分掌事務とすることに伴い、規定(第5条第2項及び第4項)を整理することとした。

# 2 施行期日

平成25年4月1日

# 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 愛知県教育委員会事務局組織規則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第九号)の一部を

十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。 第五条第二項中第十九号及び第二十号を削り、第十八号を第二十号とし、 第十三号から第

十三 教育委員会規則その他の規程及び重要文書の審査に関すること。

十四 文書の管理及び文書事務の指導に関すること。

第五条第四項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

嶈

(管理部に属する課)

第五条 略

2総務課においては、次の事務をつかさどる。

十三 教育委員会規則その他の規程及び重要文書の審査に関すること。

十四 文書の管理及び文書事務の指導に関すること。

坐

盤

11十1以下 略

8 器

4 教育企画室においては、次の事務を処理する。

第五条 略

| ~十| | と

坐

盎

盎

11十一以下 略

2 區刊

十回

十年

十九

+ <

3

4 區긔

容

対 教育委員会規則その他の規程及び重要文書の審査に関すること。

十九 教育委員会規則その他の規程及び重要文書の審査に関すること。

 $\mathfrak{C}$ 

三 文書の管理及び文書事務の指導に関すること。

二十 女書の管理及び文書事務の指導に関すること。

已

ら以下略

ら以下略